

豊中市上下水道局庁舎等電話交換設備構築等に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 事業概要

(1) 事業名称

豊中市上下水道局庁舎等電話交換設備構築等

(2) 目的

豊中市上下水道局(以下「局庁舎」という。)では、職員の業務の効率化や市民等からの電話応対の際に、迅速かつ円滑な対応を図るべく、局庁舎内電話交換設備を更新し、平成23年(2011年)から現行設備運用を行ってきております。

しかしながら、電話交換設備の経年劣化に伴う老朽化が著しく、また、電話機能を維持するにあたり対策が不十分であることから、業務遂行上、不具合が生じてきております。

このため、利便性の向上や保守管理に係る効率化を図ることを目的として、電話交換設備を賃貸借にて更新、保守管理をするものです。更新、保守管理にあたっては、民間事業者が有する専門的な知識かつ技術・手法・経験等についての提案を公募し、選定を行います。選定については、応募事業者からの提案書類をもとに、プレゼンテーションを実施したうえで総合的に評価し、最も優れた事業者の選定を行い、電話交換設備の更新及び保守管理事業の予定事業者を決定します。

(3) 事業場所

豊中市北桜塚4丁目1番18号(局庁舎)

豊中市本町2丁目2番5号 グロウ豊中ビル6階(検針センター)

(4) 施設等の管理者

豊中市上下水道事業管理者

(5) 事業内容

局庁舎の電話設備の構築

(6) 契約期間

構築期間

契約締結日から令和2年(2020年)3月21日まで

賃貸借及び保守管理期間

令和2年(2020年)3月22日から

令和9年(2027年)3月31日まで

(7) 支払い限度額

25,500,000円(消費税及び地方消費税を含みます。)

・上記支払い限度額は(6)契約期間の総額です。

2. 参加資格

(1) 参加資格要件

参加資格は、企画提案書等の提出期日において、次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を取り消します。

- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- ・ 平成 31・32 年度豊中市物品等入札参加資格者の「通信用機械器具 電話交換機」及び「通信設備・OA 機器保守点検 電話交換機」の認定を受けていること。
- ・ 官公庁（指定管理施設を含む）において、電話交換設備の構築の実績があること。
- ・ 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者。
- ・ 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者。ただし、同法第 174 条第 1 項の再生計画許可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなします。
- ・ 納入する物品を、第三者として貸付しようとする者にあっては、第三者として貸付できる能力を有することを証明した者であり、かつ当該第三者が、平成 31 年・32 年度豊中市物品等入札参加資格者の「リース・レンタル」の認定を受けていること。なお、当該第三者として貸付を行う者は、自ら入札に参加することはできません。

(2) 次に掲げる条件のいずれかに該当する場合は、参加資格を有しないものとします。

- ・ 豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づき入札参加停止措置を受けている者。
- ・ 豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者。
- ・ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。
- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者。（ただし、手続開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）
- ・ 提出書類について虚偽の記載をしたとき。

3. 失格要件

次の失格要件に該当する者と認められる場合は、審査の上、失格とします。

- ・ 支払い限度額を超える提案をした場合
- ・ 企画提案書類の内容が、本参加資格の示す要件を満たしていない場合
- ・ 企画提案書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- ・ 著しく信義に反する行為があった場合
- ・ 企画提案書類の内容が、法令違反等著しく不適当な場合
- ・ 2 以上の企画提案があった場合

- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・企画提案書類の提出がない場合
- ・プレゼンテーションに参加しなかった場合

4. スケジュール

項 目	期 間 等
公募実施要項の配布	令和元年（2019年）10月18日（金）から11月6日（水）まで
参加意向申出書の提出	令和元年（2019年）10月29日（火）9時から11月11日（月）17時まで
現地説明会	令和元年（2019年）10月29日（火）10時（上下水道局4階西会議室）
質問の受付	令和元年（2019年）10月29日（金）9時から同年10月31日（木）17時まで
質問に対する回答	令和元年（2019年）11月6日（水）
企画提案書類の提出	令和元年（2019年）11月12日（火）9時から同年11月22日（金）17時まで
プレゼンテーション	令和元年（2019年）12月10日（火）時間、場所は後日連絡します
事業者の決定	令和元年（2019年）12月中旬（予定）
工事関係の協議及び施工	令和元年（2019年）12月中旬以降（予定）
運用開始	令和2年（2020年）3月22日（日）から

やむを得ない事情により変更する場合があります。なお、期間等に記載の日は、原則として土曜日、日曜日、国民の祝日及び振替休日等を除きます。

5. 参加手続き・提出書類

(1) 手続きの概要

① 本公募型プロポーザル実施要領等の配布

【配布期間】 令和元年（2019年）10月18日（金）9時から11月6日（水）17時まで

【配布方法】 豊中市上下水道局ホームページからダウンロードしてください。

② 現地説明会

【開催日時】 令和元年（2019年）10月29日（火）10時

【受付期間】 令和元年（2019年）10月18日（金）9時から10月25日（金）17時まで

【提出先】 豊中市上下水道局 経営部総務課契約管財係

soumu@suidou.city.toyonaka.osaka.jp

【提出方法】 「現地説明会参加申込書」（様式7）を電子メールにて提出

提出日の翌日（土日祝除く。）までに、受付確認の返信がない場合は未着のおそれがありますので、電話連絡をしてください。

【備 考】 ・電子メール送信前に必ずウイルスチェックを行ってください。

・現地説明会参加申込書の提出がない場合は現地説明会の参加はできません。

③ 参加意向申出書・実績報告書及び誓約書の提出

【受付期間】令和元年（2019年）10月29日（火）9時から11月11日（月）17時まで
（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

【提出先】豊中市上下水道局 経営部総務課契約管財係

（郵便番号：560-0022 豊中市北桜塚4-11-18）

【提出方法】持参または配達証明付書留郵便に限る。

【提出部数】正本各1部

【備考】参加意向申出書の提出がなかった場合は、企画提案書類を提出されても受け付けません。

現地説明会不参加の業者は参加意向申出書の提出はできません。

④ 質問書の受付

【受付期間】令和元年（2019年）10月29日（火）9時から10月31日（木）17時まで

【受付先】豊中市上下水道局 経営部総務課契約管財係

soumu@suidou.city.toyonaka.osaka.jp

【質問方法】「質問書」（様式8）を電子メールで提出

提出日の翌日（土日祝除く。）までに受付確認の返信がない場合は、未着のおそれがありますので、電話連絡をしてください。

【備考】・電子メール送信時に必ずウイルスチェックを行ってください。

・質問は簡潔明瞭に記入し、質問が生ずる資料等の名称・ページも明記してください。

・質問事項がない場合は提出の必要はありません。また、受付期間を超えた提出は受付できません。

⑤ 質問に対する回答

【回答日】令和元年（2019年）11月6日（水）

【回答方法】電子メール

【補足】参加事業者全者にメールで回答します。

なお、回答内容において質問書の提出者が特定されると思われる情報は掲載いたしません。また、回答に対する再質問は受け付けません。

⑥ 企画提案書類の提出

【受付期間】令和元年（2019年）11月12日（火）9時から11月22日（金）17時まで

【提出先】豊中市上下水道局 経営部総務課契約管財係

【提出方法】持参または郵送（配達記録が残る方法で郵送すること。）のみ

【提出部数】正本1部、副本10部（指定様式を使用し、必要資料を添付すること。）

【補足】・企画提案書類の内容の変更等は、受付期間内に限り行うことができるものと
し、受付期間後は認めません。

※ 本実施要領で規定する提出書類に対して、不足、不備等が判明した場合でも、本局が補足、修正等の必要性を連絡することはありません。

なお、企画提案書類の内容について、本局から質問する場合があります。その場合は、速やかに書面で回答してください。

⑦ 企画提案等の辞退

企画提案書類を提出後、審査を辞退する意向のある場合には、速やかに「11」の問い合わせ先までご連絡していただき、「企画提案辞退届」（様式6）を令和元年（2019年）11月21日（木）の17時までに持参、または配達証明付書留郵便により送付してください。

(2) 提出書類

区分	必要書類	提出方法・部数
1. 表紙（鑑）	「参加意向申出書」（様式1） ※参加意向申出書その他提出書類に押印する印影について 参加資格は法人ですので、豊中市に登録している登録 印と同一でなければなりません。応募申込者欄に記入 し、その者の代表者印を押印してください。	正本1部
2. 実績報告	「実績報告書」（様式2） 【記入事項】 契約相手、契約期間、契約金額、運営規模等 ※（過去5年）電話交換設備の構築した実績及び官公庁 （指定管理施設を含む）における電話交換設備の構築の 実績を証する添付資料 ⇒電話交換設備の構築、保守点検委託契約、機器のリース 契約等に係る契約書・協定書等の写し等	正本1部
3. 誓約書	「誓約書」（様式3）	正本1部

(3) 企画提案書の構成

区分	必要書類	部数
1. 表紙（鑑）	「企画提案書」（様式4） ※副本は表紙不要	正本1部 副本10部
2. 事業計画書 （提案内容）	※1枚目のタイトルは、「豊中市上下水道局庁舎等電話 交換設備構築等 計画書」としてください。 ※事業計画書の作成にあたっては、別添の審査項目を十 分に理解し、具体的な提案をしてください。 また、要求水準書の内容及び別添審査項目に準じた内 容を必ず記載してください。 ※事業計画書は、評価項目ごとに3ページ以内で記載し てください。	正本1部 副本10部

	<p>※横書き、左綴じとします。</p> <p>※事業計画書(副本)には、参加事業者が判明できるような記載、表現、ロゴの記載、資料の添付等は一切しないでください。(黒塗りにする等により消して下さい。)</p>	
3. 電話交換設備の保守点検及び不具合発生、停電点検時の対応	<p>※構築した電話交換設備の保守点検仕様の提案 電話交換設備を正常に維持管理するための保守点検仕様の提出</p> <p>※不具合発生、停電点検時の対応 電話交換設備に不具合があった場合、停電点検により停電した際、電話交換設備における対応や復旧手順を提案</p>	<p>正本 1 部 副本 1 0 部</p>
4. 事業実施体制	<p>※電話交換設備の構築及び保守点検を行う組織体制(担当部署組織図、人員配置状況、関係会社等の連携)</p>	<p>正本 1 部 副本 1 0 部</p>
5. 保守点検費用及びリース料	<p>「保守点検費用及びリース料提案書」(様式 5)</p>	<p>正本 1 部 副本 1 0 部</p>
6. 1～5を記録した電子媒体	<p>CD-R 又は DVD-R (PDF)</p>	<p>1 枚</p>
<p>※ 貸付を第三者で行う場合は、第三者の実績報告を提出してください。</p> <p>【記入事項】「所在地」「商号または名称」「代表者職氏名」 「契約相手」「契約期間」「契約金額」「運営規模」等 (過去 5 年) 電話交換設備の構築した実績及び官公庁(指定管理施設を含む)における電話交換設備の構築の実績を証する添付資料 ⇒電話交換設備の構築、保守点検委託契約、機器のリース契約等に係る契約書・協定書等の写し等。</p>		

※注意事項

- イ) 企画提案書は A 列 4 号の大きさとカラー印刷(両面印刷可)を行いページ数(表紙・目次についてはページ数には含みません。)を付してください。
- ロ) 企画提案の内容は、その考え方等について、文章、表及び図等で簡潔かつ明瞭に記述してください。文字サイズ、本文の記載方法等は特に指定しません。
- ハ) 企画提案書は専門的知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現としてください。
- ニ) 提案内容は全て実現できるものとし、根拠も含めてできる限り具体的に記述してください。
- ホ) 上記書類のほか、必要に応じて書類の提出を求めることがあります。
- ヘ) 提出書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- ト) 提出された書類は、後述の審査委員会以外には使用しません。
- チ) 企画提案書作成に係る費用は、参加事業者の負担とします。

6. 審査概要

審査委員会を設置し、審査を行います。

(1) 審査委員会

「豊中市上下水道局庁舎等電話交換設備構築等事業の事業予定者選定にかかる企画提案審査委員会」とし、本局職員で構成するものです。

(2) 審査概要

参加事業者から提案された企画提案書・実績報告書及びプレゼンテーションの内容による評価点の最も高い事業者を事業予定者とします。

① 事業計画の審査

企画提案内容や実施能力等を審査により総合的に判断の上、事業予定者及び次点者を決定します。

(3) 審査方法

企画提案書を提出した参加事業者（以下「提案者」という。）の中から、本局職員で構成する審査委員会において、企画提案内容や実施能力等を審査により総合的に判断の上、事業予定者及び次点者を決定します。（審査点数が満点の65%未満の場合、1位であっても事業予定者としません。また審査の結果により、次点者を定めないことがあります。）

提案者が5者以上あった場合は、一次審査として書類審査を実施し、プレゼンテーション審査の対象者として4者を選定します。この場合、一次審査の審査結果を令和元年（2019年）12月2日（月）に全提案者へ通知文書を送付します。

なお、提案者が4者以内の場合はプレゼンテーションの案内文書の送付のみとなります。

(4) プレゼンテーションの実施

- ① 企画提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき審査を実施します。プレゼンテーションは令和元年（2019年）12月10日（火）を予定しています（時間、場所については別途連絡します。）。プレゼンテーションでスクリーンは「本局」で用意しますが、プロジェクター等を使用する場合、パソコンその他の使用機器等は提案者が用意するものとし、企画提案書と同一の資料を以て説明してください。
- ② 当日の出席者は3名以内とし、電話交換設備の構築に関わる者がプレゼンテーションを行ってください。
- ③ プレゼンテーションにおいて資料の追加配布は認めません。
- ④ プレゼンテーション終了後、審査委員より質問を行う場合もあります。

(5) 審査項目

評価項目		評価の視点		配点
機 器	電話交換機	構造	電話交換機内の部品交換及び増設は活線状態で行えるか（電話機能を停止させずに交換可能か）	3点
		専用端末について	音声応答制御用端末と通話発着信履歴検索専用専用端末があるか（兼務可）	3点
機 能	音声応答装置	アナウンスメッセージ	アナウンスメッセージの録音（作成）が任意に可能か	3点
	通話録音装置	録音機能	1回の録音時間について	2点
		蓄積データ出力	蓄積データをCDまたはDVDに書込むことはできるか	3点
	通話発着信履歴装置	監視項目	監視項目がいくつあるか。 （着信日時、通話時間、発信者番号（外線・内線）、非通知理由）	5点
		蓄積データ出力	蓄積データを範囲指定してCSV形式で出力できるか	3点
			出力したデータをCDまたはDVDに書込むことはできるか	3点
保守	故障対応	故障時などに現場到着までの具体的な時間を提案できるかどうか。（1時間以内など）	12点	
	点検頻度	機器等の定期点検どれくらいの頻度か。（1ヶ月1回など）	10点	
	遠隔監視	遠隔監視を24時間体制で行っているか	3点	
	無償対応	不具合調査、設定変更など無償対応が盛り込まれているか	12点	
上記項目以外で本局にとって有益な提案			機器及び機能、保守について上記以外の有益な提案があるか	20点
			有益な提案が複数あるか	10点

評価項目	評価の視点	配点
環境への配慮	グリーン購入法適合商品の導入等、環境に配慮した提案となっているか。	3点
官公庁への実績	官公庁への実績件数が複数件あるか。	5点
企業アピール（熱意・意欲）	提案内容全体から、本事業への参加の意欲が強く感じられるか。 電話交換機更新に対する保守体制や研修体制などをはじめ、提案書及びプレゼンテーションでの説明内容から提案内容全体を通して、本事業への参加の意欲、7年間にわたり本事業を円滑に運営させることについての熱意が感じられるか。	10点
保守点検費用及びリース料	提案金額が一番安価な事業者を50点とする。 2番目以下の事業者については、当該提案金額と一番安価な提案金額との差額を250,000で除した値（小数点第二位以下は四捨五入）を、50から差引いた値を金額点とします。	50点
評価点合計		160点
過去3年間以内の処分履歴等	入札参加停止又は入札参加除外措置の有無 ・公告日から過去3年以内に本市又は他行政省庁（国を含む）から入札参加停止又は入札参加除外措置を受けたことがある場合に、減点評価する。	-7点
	契約解除の有無 ・公告日から過去3年以内に本市から契約解除を受けたことがある場合に、減点評価する。	-10点
	書面での警告の有無 ・公告日から過去3年以内に本市から不正又は不誠実な行為を理由として、豊中市入札参加停止基準第8条の規定による書面での警告を受けたことがある場合に、減点評価する。	-3点
減点合計		-20点

7. 事業予定者の決定及び審査結果の通知

- (1) 事業予定者は、令和元年（2019年）12月中旬頃に決定します。審査結果はすべての提案者に通知文書を送付します。
- (2) 事業予定者としての決定を取り消し
 - ・事業予定者が本公募実施要領の定める応募者の参加資格要件に適合しなくなった場合や違反をしている場合。

(3) 事業予定者の繰り上げ

事業予定者を取り消し処分とした場合、次点者と協議の上、事業予定者とします。

8. 公表

決定した事業予定者については、豊中市上下水道局ホームページにおいて公表します。なお、審査内容や結果に関する異議は認められません。

9. 契約の締結

- (1) 契約候補者は企画提案内容に基づき、本局の内部手続きを経て契約の締結を行うものとし、事業予定者の決定通知をもって依頼する相手方を決定するものではありません。
- (2) 契約の締結に際し、「豊中市上下水道局会計規程（平成13年企業管理規定第2号）」に基づき、契約保証金の納付または履行保証保険の加入が必要となります。
- (3) 本実施要領は「地方自治法（昭和22年法律第67号）」第234条の3による長期継続契約になります。従いまして、この契約を締結した日の属する翌会計年度以降において、この契約に係る予算が削除又は減額された場合には、この契約を解除することができるものとします。

10. 情報公開

本実施要領及び事務における透明性を確保するため、豊中市情報公開条例（平成13年条例第28号）第5条に基づく開示請求があった場合は、原則として次に掲げる事項について公開するものとします。

- ① 参加者全員の商号又は名称
- ② 事業予定者の商号又は名称
- ③ 参加資格要件を有すると認められなかった者の商号又は名称及びその理由

11. その他

- (1) 事情により予告なく公募を取り止める場合があります。
- (2) 本実施要領に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、豊中市条例、その他関係法令等の定めるところによります。
- (3) 本提案等に対する参加報酬はありません。また、企画提案書類の作成に要した費用、旅費、その他参加に要した経費については、参加事業者の負担となります。

12. 問い合わせ先

〒560-0022 豊中市北桜塚4丁目11番18号
豊中市上下水道局 経営部 総務課 契約管財係
TEL : 06-6858-2913 FAX : 06-6858-4883
E-mail : soumu@suidou.city.toyonaka.osaka.jp